

<オープンハウス当日にいただいた 主なご意見・ご質問の概要及びその回答>

補助第 229 号線（練馬区下石神井四丁目～上石神井南町）

【オープンハウス実施日】

令和 4 年 10 月 14 日（金）、10 月 15 日（土）

【今回の事業について】

Q 1 補助第 229 号線の事業と西武鉄道新宿線（井荻駅～西武柳沢駅間）連続立体交差事業（以下、西武新宿線連立事業）との関連性を説明して欲しい。

本事業は、事業の範囲が西武新宿線連立事業と一部重複しています。

重複している箇所については、まず、西武新宿線が高架化され、本事業範囲中央に位置する上井草第 2 号踏切が除却されます。その後、高架下の用地等を使用し、道路（補助第 229 号線）の整備を実施します。

両事業を連携して推進することにより、安全で快適なまちづくりが実現されるものと考えております。

Q 2 今後の事業着手時期や説明会の予定を知りたい。

今後、現況測量及び用地測量を行い、令和 5 年度に都市計画事業認可を取得し、事業に着手する予定です。

都市計画事業認可取得後、権利者の皆様を対象とした用地説明会を開催し、用地取得の手順や補償内容等についてご説明いたします。説明会の開催後には、個別に折衝をさせていただきます。

Q 3 完成予定を知りたい。

今後、現況測量及び用地測量を行い、令和 5 年度に都市計画事業認可を取得し、事業に着手する予定です。

事業完了は、現時点において西武新宿線連立事業での高架化後から概ね 3 年後と予定しています。

※西武新宿線連立事業は、令和 5 年度までに都市計画事業認可を取得する予定としており、事業期間は現時点において、都市計画事業認可取得後から 15 年と試算されています。

【環境への影響について】

Q 4 道路が完成したら交通量が増えて歩行者の危険性が増すとともに、沿道の騒音や振動がひどくなるのではないか。

補助第 229 号線が完成し、クランク構造が解消され、時間帯の制約なく直進できるようになれば、周辺的生活道路等を通行している自動車が補助第 229 号線に転換し、地域の安全性が向上すると考えています。

また、本事業では、車道の両側に安全な歩行者通行空間と自転車通行空間を整備する予定です。

騒音・振動については、補助第 229 号線が 2 車線道路の整備であるため、自動車交通による騒音・振動の影響は小さいと考えています。整備に当たっては、車道を低騒音舗装とするほか、歩道には可能な限り樹木を植栽するなど、周辺環境に配慮してまいります。

【用地測量等について】

Q 5 どこまでの範囲が用地取得の対象となるのか。

正確な用地取得の範囲については、今後実施する用地測量等で確定していきます。

Q 6 西武鉄道新宿線（井荻駅～西武柳沢駅間）連続立体交差事業とは別々に測量に来るのか。

西武新宿線連立事業と補助第 229 号線が交差する一部区間で、測量範囲が一部重複しています。

重複している範囲については、両事業間で連携し、測量範囲等の役割分担を行い、何度も同じ敷地を測量することのないよう努めてまいります。

【用地補償について】

Q 7 いつから用地を買ってもらえるのか。

令和 5 年度に都市計画事業認可を取得し、事業に着手する予定です。その後に、用地説明会を実施し、用地取得を開始させていただきます。

Q 8 都市計画線外の土地（残地）に対する補償について知りたい。都市計画線外の土地（残地）も買ってもらえるのか。

都市計画線内の土地を取得させていただき、原則、残った土地の取得はいたしません。

残った土地について、価格の低下や利用価値の減少等の損失が生じると認められるときには、その損失分を補償します。こちらについては個々の状況により異なります。

今後実施する用地測量等で用地取得の範囲を確定した上で、詳しくは、用地説明会後の個別の話し合いでご説明いたします。

Q 9 建物の一部が都市計画線にかかっている場合、建物全てが補償されるのか。

建物等の補償については個々の状況により補償の考え方が異なるため、都市計画事業認可取得後に開催する用地説明会の後に、建物の構造等を調査させていただいた上で、個別にご説明いたします。

【その他ご質問】

Q10 補助第 132 号線（井草通り）は同時に事業を実施しないのか。

補助第 229 号線のうち今回整備する範囲は、平成 28 年 3 月に策定された「東京における都市計画道路の整備方針」で必要性が確認され、第四次事業化計画において事業効果等の観点から優先的に整備すべき路線として選定されています。

一方、補助第 132 号線は、優先的に整備する路線には選定されておりませんが、補助第 229 号線と補助第 132 号線の交差点部分については、車両の視認性確保や歩行者の円滑な通行に必要な範囲を一部影響範囲として整備することを検討しています。

Q11 補助第 229 号線のうち今回の事業範囲から西側は事業を実施しないのか。

補助第 229 号線のうち今回整備する範囲は、平成 28 年 3 月に策定された「東京における都市計画道路の整備方針」で必要性が確認され、第四次事業化計画において事業効果等の観点から優先的に整備すべき路線として選定されています。

一方、今回の事業範囲から西側は、第四次事業化計画においては優先的に整備する路線に選定されていないので、今回の事業範囲とはしていません。

【その他ご意見】

- ・現在の千川通りのクランク構造は不便なので今回の事業はとてありがたい。早期完成を希望する。
- ・歩道が広くなると歩行者が安全に通行しやすくなる。